

## 令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 第2回 運営小委員会

- 1 開催日時：令和3年8月17日  
13:30～16:10
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使意見聴取  
(2) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨：議題(1)について

労働者側の意見発表者からは5業種(製鋼、電機、輸送用機械、百貨店、総合スーパー、自動車(新車)小売)とも改正の必要性有りとの意見が示されるとともに、日本経済を早急に好循環なものとする為、各産業のセーフティーネットである特定最賃を引上げることが基幹的労働者の不安を払しょくし、消費行動にも繋がること、特定最賃の引上げが産業界にふさわしい人材の確保、県内他産業との賃金格差を是正するものであること、今後も地賃に対する水準的優位性の維持・拡大をすべきであること、最賃で働く労働者や非正規労働者の労働条件の向上、特定最賃の引き上げの流れの継続性はコロナ禍にあっても必要であることなどの意見が発表された。

使用者側の意見発表者からは、5業種(製鋼、電機、輸送用機械、百貨店、総合スーパー、自動車(新車)小売)とも改正の必要性無しとの意見が示されるとともに、全世界に影響を及ぼしている未曾有のコロナ感染症拡大は、半導体不足や原材料高騰等のリスクを生じさせており、経済回復の先行き不透明な中での賃金の一律的な引上げは企業存続に極めて大きな影響を与え、不安を抱かざるを得ないこと、経済状況を顧みない画一的な最賃引上げは採用や設備投資の抑制につながり、むしろ生産性向上の阻害要因となり得ること、労働者のセーフティーネットとして最賃改正していくことは有意義かつ必要ではあるものの、福岡県の特賃レベルは過去から上昇し続けており、労使での慎重な審議・判断が必要であることなどの意見が発表された。

労働者側の意見発表を受け、労働者側代表委員からは、特定最賃の議論の場は労使のイニシアティブによって産業別の労働者の最低基準がどうあるべきか議論をする大切な場であって、新型コロナウイルスの影響を受ける厳しい現環境にあるからこそ、影響の大きさが産業・業種によって大きく異なる現下の状況下にあっては、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで決定をしていくべきとの主張がなされた。

使用者側の意見発表を受け、使用者側代表委員からは、多くの企業が事業の継続と雇用の維持を最優先課題として全力で取り組んでいる中で、特定最賃の対象となっている業種の中には、業績が大幅に悪化している企業があり、ここで最低賃金が引上げられれば、特に最賃近傍で働くパートタイム労働者を多く抱える企業が極めて大きなダメージを受けることになること、その一方、コロナ禍の影響は、業種間にバラツキが見られることも確かであるから、特定最賃の引上げを議論する際には、業種毎の状況を慎重に見極めらるべきとの主張がなされた。

公益委員からは、労使の意見等を総合的に判断した結果、改正決定に係る審議の必要性ありとの判断が示され、全体確認を経て、5業種ともに全会一致で改正必要ありとの報告書(案)が採択された。